

第1回草津市総合計画策定プロジェクトチーム会議

日時：平成20年8月7日（木）

17:30～

場所：2階特大会議室

- 1 市長からのあいさつ
- 2 メンバーの紹介について
 - ・ 草津のまちづくりに思うこと
- 3 プロジェクトの趣旨について
- 4 座長および副座長の選出について

5 今後の取組みについて

- (1) 総合計画策定の各組織の役割分担について 資料1
- (2) 総合計画策定スケジュール（案）について 資料2
- (3) 市民会議の各部会の参画等にかかるチーム編成について 資料3
- (4) 市民にわかりやすい計画、職員が使いやすい計画のあり方について 資料4

6 その他

◆次回プロジェクト会議の開催について

日時 平成20年8月 日（ ）

場所

内容 第1回市民会議に向けて

◆第1回策定市民会議の開催について

日時 平成20年8月24日（日）午後2時～

※集合は1時でお願いします。

場所 8階特大会議室

◆事務局からの報告について

- ・ 会議開催等の連絡について
- ・ 503会議室の活用について
- ・ プロジェクト会議の資料の取り扱いについて
- ・ 「地域戦略セミナー2008」〔次の一手戦略懇談会〕

資料5

■ 総合計画策定の各組織の役割分担について

1. 役割分担の考え方

(1) 総合計画の内容（文言等）について

策定委員会（検討）→特別委員会（報告・意見反映）→審議会（審議）→（答申）→市を基本に進めていく。

(2) 策定市民会議・プロジェクトチームについて

総合計画の内容に対して意見を反映していく。

その他、プロジェクトチームについては、「市民にわかりやすい、職員に使いやすい計画のあり方」や「総合計画のあり方と進捗管理」についても検討する。

(3) 策定懇話会について

総合計画の内容に対して提言を反映していく。

2. 草津市総合計画策定における役割分担（案）

総合計画の構成内容 (2010ビジョンの構成を基本とした場合)	検討する組織の役割分担					
	策定市民会議	プロジェクト	策定懇話会	策定委員会	審議会	特別委員会
基本構想						
第1章 現状と課題						
①草津市の特性と地域資源	—	—	—	案の作成	審議	報告・意見反映
②時代潮流、国・県の動向	—	—	提言反映	案の作成	審議	
③草津市の現状と基本課題	—	—	—	案の作成	審議	
④これからのまちづくりに向けての主要課題	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	
第2章 将来像						
①草津市の都市像	—	—	—	案の作成	審議	報告・意見反映
②都市づくりの基本方向	—	—	—	案の作成	審議	
③構想推進にあたっての基本的な考え方	—	—	—	案の作成	審議	
④計画人口と基本指標	—	—	—	案の作成	審議	
⑤土地利用構想	—	—	提言反映	案の作成	審議	
第3章 施策の大綱						
①基本目標による施策の展開	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	報告・意見反映
②基本目標による施策の展開	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	
③基本目標による施策の展開	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	
基本計画						
第1章 都市像実現のための重点目標	—	—	提言反映	案の作成	審議	報告・意見反映
第2章 分野別施策						
序計画推進にあたっての目標数値	—	—	—	案の作成	審議	報告・意見反映
①分野別施策	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	報告・意見反映
②分野別施策	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	
③分野別施策	意見反映	—	提言反映	案の作成	審議	
その他（総合計画関連）						
市民にわかりやすい、職員に使いやすい計画のあり方	—	検討	—	決定	—	報告・意見反映
総合計画のあり方と進捗管理	—	検討	—	決定	—	
・進行管理タイムスケジュール	—	検討	—	決定	—	
・行政評価システムとの関係	—	検討	—	決定	—	

■総合計画策定市民会議の開催（協働ワークショップ方式）

1 総合計画策定市民会議の内容について

公募の市民など24人（ファシリテーター4名含む）で構成する「草津市総合計画策定市民会議」を設置し、施策毎の課題をもとに、将来の目標値、役割分担を検討する。
全体会のほか、分野別に検討するための4つの部会を置く。[別添設置要綱参照]

1) 総合計画における具体的検討をいただく項目

基本構想の策定では・・・(8回程度)

- ・草津市の現状と課題の抽出にむけた意見把握
- ・各主要施策の検討（将来の目標値） など

基本計画の策定では・・・(5回程度)

- ・主要施策における役割分担 など

2) 構成

<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定市民会議 公募市民 4名 ・市依頼委員（一般から選定予定） 16名 ・ファシリテーター（有識者） 4名 ・総合計画策定プロジェクトチームも参加する関係職員 20名 	}	各部会の人数構成 有識者 1名 市民 5名 職員 5名 計 11名
---	---	--

※有識者4名については、各部会の専門性を考慮してコーディネートを出来る人（大学の准教授やNPO代表等）を市が選考します。

3) 部会の内容について

部会	キーワード	分掌	データブック
第1部会	安全・安心 人権 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育または啓発の推進に関すること。 ・男女共同参画社会の実現に関すること。 ・環境の保全と向上に関すること。 ・市民生活の安全に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。 	1. 人権が尊重されるまち 4. 自然と環境豊かなまち 5. 災害に強い安全なまち
第2部会	健康・福祉 教育 文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関すること。 ・福祉に関すること。 ・教育に関すること。 ・文化または芸術活動の振興に関すること。 ・市民スポーツの振興に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。 	2. 豊かに学び育むまち 3. 健康で安心できるまち
第3部会	都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の整備に関すること。 ・産業の振興に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。 	6. 便利で快適なまち 7. 産業が元気なまち
第4部会	協働	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティー振興に関すること。 ・協働のまちづくりに関すること。 ・市民交流に関すること。 ・その他目的達成に必要な事項に関すること。 	8. 市民の参加と交流が活発なまち 9. 信頼される市政運営

草津市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次草津市総合計画の策定に当たり、広く市民の参加を求めるため、草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、第5次草津市総合計画の策定に必要な事項について提言を行う。

(構成等)

第3条 市民会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、知識経験を有する者、公募による市民等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(代表および副代表)

第5条 市民会議に代表および副代表を置く。

2 代表は、委員の互選によって定める。

3 代表は、市民会議を総括する。

4 副代表は、代表が指名する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 代表は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

2 代表は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 市民会議の所掌事務をさせるため、第1部会、第2部会、第3部会および第4部会を設置する。

2 各部会の分掌事務は、別表に定める。

3 各部会に属する委員は、代表が指名する。

4 各部会に部会長および副部会長を置く。

5 各部会長は、各部会に属する委員のうちから代表が指名する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過および結果を代表に報告する。

7 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

9 各副部会長は、各部会長が指名する。

10 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、政策推進部政策調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

別表（第7条関係）

部会	分掌事務
第1部会	(1) 人権教育または啓発の推進に関すること。 (2) 男女共同参画社会の実現に関すること。 (3) 環境の保全と向上に関すること。 (4) 市民生活の安全に関すること。 (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第2部会	(1) 健康づくりに関すること。 (2) 福祉に関すること。 (3) 教育に関すること。 (4) 文化または芸術活動の振興に関すること。 (5) 市民スポーツの振興に関すること。 (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第3部会	(1) 基盤の整備に関すること。 (2) 産業の振興に関すること。 (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。
第4部会	(1) コミュニティー振興に関すること。 (2) 協働のまちづくりに関すること。 (3) 市民交流に関すること。 (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

■ 総合計画策定プロジェクトチーム

新総合計画の策定において、職員の知識や経験等を生かしていくことを目的として、プロジェクトチームを設置する。

プロジェクトチームは、策定に係る次のような業務を中心に研究・活動するものとする。
(設置要綱参照)

1 研究内容

総合計画策定に関して政策研究を行うとともに、「市民会議」に市民とともに参加する。

- (1) くさつ2010ビジョンの現状分析に関すること。
- (2) 関係機関および他市町村の事例研究に関すること。
- (3) 主要プロジェクトの研究に関すること。
- (4) 総合計画の理念および基本的な仕組みの検討に関すること。
- (5) 基本構想の素案に関する意見提案に関すること。
- (6) 基本計画の素案に関する意見提案に関すること。
- (7) 総合計画のあり方および市民参加のあり方、職員参加のあり方の検討に関すること。
- (8) 総合計画の進行管理および行政評価システムとの連動等に関すること。
- (9) その他総合計画の策定に関すること。

2 構成 20名

庁内公募職員 3名（5名程度）

※なお、庁内公募職員については、5名以上申し込みがあった場合は、出来るだけ意向を反映し、参加いただくように考えていますが、応募多数の場合は、草津市男女共同参画推進計画や各部のバランス等により選考します。

各部推薦職員 7名程度

※総務部・政策推進部・人権環境部・健康福祉部・産業建設部・水道サービスセンター・教育委員会から職員を1名の推薦をいただく。

※なお、各部推薦の職員については、異動により所属が変わっても2年間はメンバーとする。

事務局の指名する職員 10名（8名程度）

※公募、推薦の状況を踏まえ、若手・女性・保育士等の専門職員等のバランスを考慮して指名する。

5 設置期間 平成20年7月～平成22年3月31日

6 開催頻度等 1回／2週間 2時間程度

7 庶務担当課 政策調整課

8 通常勤務時間における構成員のプロジェクトチーム事務従事時間は、本来の業務における職務専念義務を免除するものとし、勤務時間外に会議等を行う場合においては時間外勤務として取り扱います。

草津市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市職員の知識、経験等を第5次草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に生かしていくことを目的として、草津市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(研究内容)

第2条 プロジェクトチームの研究内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くさつ2010ビジョンの現状分析に関すること。
- (2) 関係機関および他市町村の事例研究に関すること。
- (3) 主要プロジェクトの研究に関すること。
- (4) 総合計画の理念および基本的な仕組みの検討に関すること。
- (5) 基本構想の素案に関する意見提案に関すること。
- (6) 基本計画の素案に関する意見提案に関すること。
- (7) 総合計画のあり方および市民参加のあり方、職員参加のあり方の検討に関すること。
- (8) 総合計画の進行管理および行政評価システムとの連動等に関すること。
- (9) その他総合計画の策定に関すること。

(構成)

第6条 プロジェクトチームは、20人以内の市職員で構成し、市長が指名する職員をもって充てる。

(座長および副座長)

第4条 プロジェクトチームに座長および副座長を置き、構成員の互選によって定める。

2 座長は、プロジェクトチームを総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じ招集する。

(職員の協力)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームに関する庶務は、政策推進部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

■当面のスケジュール案

	7											8																													
	21月	22火	23水	24木	25金	26土	27日	28月	29火	30水	31木	1金	2土	3日	4月	5火	6水	7木	8金	9土	10日	11月	12火	13水	14木	15金	16土	17日	18月	19火	20水	21木	22金	23土	24日	25月	26火	27水	28木	29金	30土
調査・作業等						●市長ヒアリング											現行計画のおおまかな総括と今後10年の潮流の頭だし→																								
町会長意識調査						町会長意識調査仕様案→											町会長意識調査仕様確定→																								
市民意識調査						●自治連役員会											市民意識調査仕様確定→																								
郵便局対応						確認											調査票等出稿→																								
座・でいすかす						日程確定→											市民意識調査発送→																								
						対応完了→											回収																								
						募集要項確定→											礼状兼督促状出稿→																								
						募集要項出稿→											募集要項発送→																								
																	礼状兼督促状発送→																								
																	応募×切→																								
策定懇話会																																									
市民会議																																									
プロジェクトチーム																																									
総合計画策定委員会(委員会) [基本的に第1、3木曜日部長会議に兼ねる]																																									
総合計画策定委員会(幹事会) [基本的に第2、4木曜日担当理事会議に兼ねる]																																									
総合計画審議会																																									
市議会特別委員会																																									

	9																													
	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火
調査・作業等																														
町会長意識調査	●調査票配布																													
市民意識調査	回収 調査×切→																													
座・でいすかす	参加者確定→																													
	入力受付×切→																													
	回収・入力受付×切→																													
	プログラム案→																													
	← プログラム調整、確定 →																													
策定懇話会																														
市民会議																														
プロジェクトチーム																														
総合計画策定委員会(委員会) [基本的に第1、3木曜日部長会議に兼ねる]																														
総合計画策定委員会(幹事会) [基本的に第2、4木曜日担当理事会議に兼ねる]																														
総合計画審議会																														
市議会特別委員会																														

① 概況把握
視察内容検討 等

② 市民会議支援準備

② 諮問内容、審議会資料
現行計画総括、人口フレーム

① 顔合わせ、趣旨説明
定例化の検討、人口推計
現行計画総括案

① 総合計画と行財政運営
コミュニティと市民自治

② 都市ブランドと文化
中心市街地活性化

② 視察
課題抽出

③ 課題整理

④ 主要プロジェクト研究

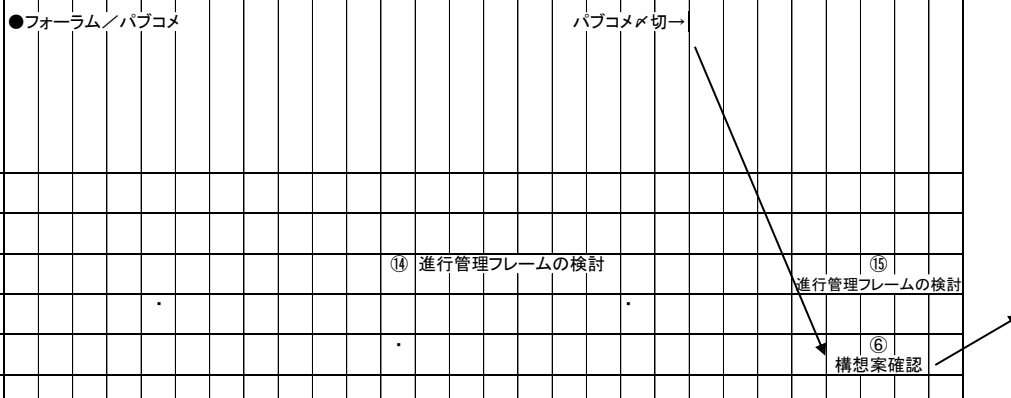
① 現況・課題について

② 審議内容検討

③ 第2、3回市民会議準備
審議内容確認

	2																												
	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	
調査・作業等																													
フォーラム／パブリックコメント																													
策定懇話会																													
市民会議																													
プロジェクトチーム																													
総合計画策定委員会(委員会) [基本的に第1、3木曜日部長会議に兼ねる]																													
総合計画策定委員会(幹事会) [基本的に第2、4木曜日担当理事会議に兼ねる]																													
総合計画審議会																													
市議会特別委員会																													

	3																														
	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	31火
調査・作業等																															
策定懇話会																															
市民会議																															
プロジェクトチーム																															
総合計画策定委員会(委員会) [基本的に第1、3木曜日部長会議に兼ねる]																															
総合計画策定委員会(幹事会) [基本的に第2、4木曜日担当理事会議に兼ねる]																															
総合計画審議会																															
市議会特別委員会																															



総合計画策定プロジェクトチーム チーム編成(案)

GL

1. 安心・安全、人権、環境		危機管理室	専門員	古川 郁子
		人権政策課	専門員	山本 陽一
		環境課	主査	山際 喜一郎
		クリーン事業課	専門員	木村 博
		ロクハ浄水場	専門員	平尾 聡

2. 健康・福祉、教育文化スポーツ		社会福祉推進課	副参事	西 典子
		保育課	専門員	河合 裕明
		生涯学習スポーツ課	主任	中立 輝
		文化財保護課	専門員	岩間 一水
		学務課	主任	岡村 美穂

3. 都市基盤		保険年金課	主査	吉田 万里
		公園緑地課	参事	西村 新朗
		道路課	専門員	福井 教之
		建築住宅課	専門員	北相模 政和
		建築住宅課	主査	山岡 正明

4. 協働		総務課	専門員	千代 治之
		税務課	主任	三浦 絵美
		予算調整課	主査	安藤 智至
		まちづくり課	主事	村木 孝信
		議会事務局	主査	錦織 明子